

狭小宅地改善及び同居等支援制度について

～密集市街地における敷地増し^{*}や同居等のための敷地増しを行う方には 登記費用等の手続き費用の一部を補助します～

※敷地増し：隣接する土地を新たに取得し、2以上の土地を併せて定住するための敷地面積を増やすこと

事業の目的

宅地の敷地増しを行い定住する方に対して、登記費用等の手続き費用の一部を助成することにより、密集市街地における安全安心な住環境の形成や同居等による子育て・介護環境の充実を図り、本市への定住促進を図るものです。

○**補助対象者**：敷地増しを行う土地にお住いの所有権を有する方又はその世帯員として定住する方

○**補助対象区域**：下記の区域の市街化区域内

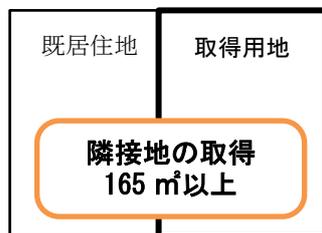
(同居等のための敷地増しについては、下記区域にかかわらず市内全域の市街化区域内)

十志町、大字茂福、蒔田一丁目、松原町、富田三丁目、南富田町、富州原町、天力須賀一丁目、天力須賀二丁目、住吉町、富田一色町、東富田町、富田浜元町、富田浜町、別名二丁目、浜一色町、新浜町、東新町、京町、川原町、八王子町、伊倉二丁目、中川原三丁目、ときわ三丁目、浜田町、元町、新々町、本町、栄町、幸町、相生町、北納屋町、南納屋町、中納屋町、高砂町、稲葉町、中町、新町、蔵町、西町、八幡町、浜町、北町、北条町、北浜町、泊山崎町、小古曾一丁目、御菌町一丁目、七つ屋町、大字塩浜

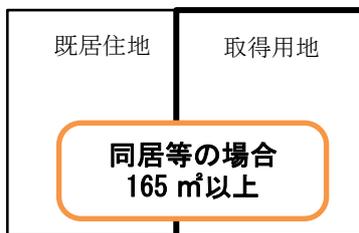
○補助対象の土地

- ・取得する土地が補助対象者の世帯構成員の2親等内の親族が所有していないものであること。
- ・次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
 - ①補助対象者が居住する土地に隣接する土地を取得し敷地増しを行い、165㎡以上の敷地面積とするものであること。
 - ②補助対象者が補助対象者の2親等内の世帯と居住するために敷地増しを行い、165㎡以上の敷地面積とするものであること。
 - ③補助対象者が居住する未接道の土地に隣接する土地を取得し敷地増しを行うことでその解消が図られ、165㎡以上の敷地面積とするものであること。

ケース①



ケース②



ケース③



○**補助金の額**：補助対象経費の1/2（上限30万円）

○**補助対象経費**：補助対象者が行う敷地増しに係る次に掲げる費用とする。

(1) 測量費用 (2) 登記費用 (3) 不動産取得にかかる仲介手数料

※敷地増し手続きに着手する前に申請手続きを行うこと

※申請年度の3月20日までに敷地増しに係る手続きを完了すること

問合せ先

四日市市役所 都市計画課 TEL：059-354-8272 FAX：059-354-8404
Email：toshikeikaku@city.yokkaichi.mie.jp